

日野市特別職報酬等審議会条例の規定による諮問について

平成 30 年 4 月 23 日付をもって、貴職より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新たな教育長の給料の額」について諮問を受け、意見を求められました。

審議会では、各市の特別職の状況、市を取り巻く経済環境や財政状況等を考慮に入れながら審議を行いました。

つきましては、別紙のとおり審議会として答申するものです。

平成 30 年 5 月 25 日

日野市長 大 坪 冬 彦 様

日野市特別職報酬等審議会

会長 西 浦 定 継

(別紙)

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新たな教育長の給料の額について

<答申>

教育委員会制度の変更に伴い、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることとなった。

新「教育長」については、委員長の業務も担うこととなり、職責も増すため、給料の額を引き上げるのが道理とも思われる。

しかし、教育長と委員長の業務量と職責の重みの差に関し、数値化されたものがある訳ではなく、強いて言えば「常勤」と「非常勤」の違いに表れていると言うほかなく、本審議会では主に次の点に着眼しつつ議論した。

(1) 多摩地区 26 市における日野市水準

各市の特別職の報酬及び給料の額に関して言えば、人口規模との相関関係が概ね成立していることが見て取れる。

日野市は人口で多い順から 8 番目となっているが、教育長の給料の額に関しては高い順から 12 番目となっており、人口に比してやや低いことが伺える。

市長、副市長についても、それぞれ 11 位、12 位となっており、同様の傾向が現われている。

また、議長、議員に関しても、それぞれ 10 位、9 位となっている。

(2) 新「教育長」給料の額に係る各市の対応状況

平成 27 年 4 月 1 日からの改正法施行に伴う新「教育長」への移行は、現教育長の任期満了後の新たな教育長からとなっており、平成 30 年 4 月 1 日現在で、26 市中、日野市を除く全ての市が新「教育長」に対応した給料の額についての見直しを終えている。

25 市の対応状況は次のとおりであり、殆どの市が据え置きとしている。

新「教育長」の職責を考慮した増額改定 ……………4 市  
 新「教育長」以外の要因で増額改定 ……………2 市  
 据え置き ……………19 市

(3) 特別職間における均衡とバランス

特別職の給料の額に関し、日野市長を 100 とした場合、副市長 85.4、教育長 79.3、議長 63.1、そして議員 55.1 というような均衡とバランスが生じており、26 市の平均を見てもほぼ同様の傾向が見受けられる。

日野市特別職 給料の額	市長	副市長	教育長
	990,000 円 (100)	845,000 円 (85.4)	785,000 円 (79.1)
	議長	議員	
	625,000 円 (63.1)	545,000 円 (55.1)	

26 市 給料等の額 平均	市長	副市長	教育長
	969,369 円 (100)	834,338 円 (85.4)	766,781 円 (79.3)
	議長	議員	
	592,215 円 (61.1)	504,635 円 (52.1)	

教育長のみ引上げを行った場合、このバランスを崩すこととなるため、他の特別職についての見直しも前提としない限り、今回の引上げは難しいと思われる。

#### (4) 市の厳しい財政状況

平成 28 年度決算をもとに財政状況を 26 市間で比較すると、日野市は財政の豊かさを示す指標などが、26 市平均よりも少し低い水準となっている。

	日野市	26 市平均	26 市順位
財政力指数	0.970	0.975	上から 14 位
市民一人に使える 税収	16 万 3 千円	17 万 3 千円	上から 13 位
市民一人あたりの 人件費	5 万 3 千円	5 万 2 千円	高い方から 12 位

また、経年的に見た場合、市の税収はリーマンショック前の水準にやっと戻ったところで、300 億円程度から大きく変わっておらず、人件費はリーマンショック前の平成 19 年度 116 億円から平成 28 年度 97 億円に減少したものの、扶助費（生活保護費、障害サービス、民間保育園の運営支援などの福祉目的給

付費)は平成 19 年度 96 億円から平成 28 年度 174 億円と大きく増えている。

以上、(1) から (4) まで述べたとおり、給料の額に関する 26 市間での比較、特別職間の均衡、そして市の現在の厳しい財政状況等を踏まえ、新「教育長」の給料の額のあり方に関しては、据え置きとするのが望ましい。

一方、これに対する意見として次のようなものがあった。

○人口という一元的な尺度だけでなく、教育長の給料に関しては、子どもの数、小中学校の数、あるいは教育・文化施設の数など、多面的な視点から考えるべきであること。

また、日野市より少ない人口の市でも教育長の給料の額が上回る市もあり、多面的な視点から検討した結果、市の教育行政に特性が見いだせるならば、序列が変わることがあってもよいといった発想も必要と考える。

○横並びの発想というのは、役所の発想かも知れないが、給料に関する議論は「仕事の量と質で」というのが筋であり、議論の俎上に上げるには、仕事を定量化することが不可欠である。

## 2. その他（付言）

今回の諮問事項である新「教育長」の給料の額については、議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額と同様、平成 8 年 1 月 1 日を最後に以後 22 年にわたって据え置かれてきた。

また、審議会自体の開催も平成 13 年 1 月から開催されていない状況が続いてきた。

特別職の報酬等については、市を取り巻く社会経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、特別職の職責を検証し、その額のあり方等について深く考察するところに審議会制度の主旨があると考え、改定の必要に関わりなく、毎年とは言わないが、一定の間隔を保持しながらも開催は継続すべきである。

また、議論の下地をつくり、それを継承していくための仕組みづくり、例えば構成員の選出方法や任期等を含めた審議会のあり方についても是非ご検討いただきたい。

本答申は、前述のとおり審議会の総意としての結論づけをするに至っていないが、審議会において多方面から幅広く出された意見について熟考され、適切な判断をされるよう申し添える。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長 西 浦 定 継

会長職務代理 石 川 ちづ子

委	員	大	塚	政	雄
委	員	小	林	和	男
委	員	野	田	清	大
委	員	向	山	政	義
委	員	山	田	哲	道
委	員	湯	口		裕
委	員	菅	沼	真	奈美
委	員	岡	本	ふ	み

審議会は平成 30 年 5 月 9 日午後 7 時より開催された。